

厚岸町規則第15号

厚岸町簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係規則の整理に関する規則

(厚岸町行政組織規則の一部改正)

第1条 厚岸町行政組織規則（平成11年厚岸町規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1水道課の部業務係の項第1号中「簡易水道事業及び」を削り、同項第2号中「簡易水道事業並びに」を削り、同部水道施設係の項第1号中「簡易水道事業並びに」を削り、同項第2号及び第3号中「簡易水道事業及び」を削り、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

(厚岸町水道料金等減免規則の一部改正)

第2条 厚岸町水道料金等減免規則（平成10年厚岸町規則第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

厚岸町農業用水道水道料金等減免規則

第1条中「厚岸町水道事業給水条例（平成10年厚岸町条例第22号）第30条及び」を削る。

第3条中第1号及び第2号を削り、同条第3号中「農業用水道事業」を「水道料金」に改め、同号を同条第1号とし、同条第4号を同条第2号とする。

第8条中「第7条」を「前条」に改める。

別記様式第1号中「厚岸町水道料金等減免規則」を「厚岸町農業用水道水道料金等減免規則」に改める。

(厚岸町給水装置工事補助金交付規則の一部改正)

第3条 厚岸町給水装置工事補助金交付規則（平成9年厚岸町規則第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

厚岸町農業用水道給水装置工事補助金交付規則

第1条中「及び厚岸町水道事業給水条例（平成10年厚岸町条例第22号。以下「水道事業給水条例」という。）」を削る。

第2条第1項ただし書中「この限りでない」を「、補助対象としない」に改め、同項第1号中「水道事業給水条例第2条第1号」を「厚岸町水道事業給水条例（平成10年厚岸町条例第22号）第2条」に改め、同条第2項中「及び水道事業給水条例第9条（同条第5号を除く。）」を削る。

第3条中「又は水道事業給水条例第2条第2号」を削り、同条第2号中「厚岸町自家用水道施設衛生対策設備工事補助金交付規則」を「厚岸町農業用水道自家用水道施設衛生対策設備工事補助金交付規則」に改め、「第9条」の次に「及び厚岸町簡易水道自家用水道施設衛生対策設備工事補助金交付規程（令和7年厚岸町上下水道事業管理規程第6号）第9条」を加え、同号ただし書中「同規則第4条第2項」を「厚岸町農業用水道自家用水道施設衛生対策設備工事補助金交付規則第4条第2

項及び厚岸町簡易水道自家用水道施設衛生対策設備工事補助金交付規程第4条第2項」に改める。

第5条第1項中「厚岸町給水装置工事補助金交付申請書」を「厚岸町農業用水道給水装置工事補助金交付申請書」に、「厚岸町給水装置工事補助金交付申請に係る同意書」を「厚岸町農業用水道給水装置工事補助金交付申請に係る同意書」に改め、「又は厚岸町水道事業給水条例施行規則（平成10年厚岸町規則第22号。以下「水道事業給水条例施行規則」という。）」を削る。

第6条中「厚岸町給水装置工事補助金交付決定通知書」を「厚岸町農業用水道給水装置工事補助金交付決定通知書」に、「厚岸町給水装置工事補助金交付申請却下通知書」を「厚岸町農業用水道給水装置工事補助金交付申請却下通知書」に改める。

第7条第2項中「及び水道事業給水条例第11条」を削る。

第8条第1項中「厚岸町給水装置工事完成届」を「厚岸町農業用水道給水装置工事完成届」に改める。

第9条中「厚岸町給水装置工事補助金交付通知書」を「厚岸町農業用水道給水装置工事補助金交付通知書」に改める。

別記様式第1号中「厚岸町給水装置工事補助金交付申請書」を「厚岸町農業用水道給水装置工事補助金交付申請書」に改める。

別記様式第2号中「厚岸町給水装置工事補助金交付申請に係る同意書」を「厚岸町農業用水道給水装置工事補助金交付申請に係る同意書」に、「厚岸町給水装置工事補助金の」を「厚岸町農業用水道給水装置工事補助金の」に改める。

別記様式第3号中「厚岸町給水装置工事補助金交付決定通知書」を「厚岸町農業用水道給水装置工事補助金交付決定通知書」に、「給水装置工事補助金交付通知書」

を「厚岸町農業用水道給水装置工事補助金交付通知書」に改める。

別記様式第4号中「厚岸町給水装置工事補助金交付申請却下通知書」を「厚岸町農業用水道給水装置工事補助金交付申請却下通知書」に改める。

別記様式第5号中「厚岸町給水装置工事完成届」を「厚岸町農業用水道給水装置工事完成届」に改める。

別記様式第6号中「厚岸町給水装置工事補助金交付通知書」を「厚岸町農業用水道給水装置工事補助金交付通知書」に改める。

(厚岸町自家用水道施設衛生対策設備工事補助金交付規則の一部改正)

第4条 厚岸町自家用水道施設衛生対策設備工事補助金交付規則（平成9年厚岸町規則第42号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

厚岸町農業用水道自家用水道施設衛生対策設備工事補助金交付規則

第2条第2項中「又は厚岸町水道事業給水条例（平成10年厚岸町条例第22号。以下「水道事業給水条例」という。）」を削る。

第3条中「又は水道事業給水条例第2条第2号」及び「又は水道事業給水条例第3条」を削る。

別記第1号の2様式中「厚岸町自家用水道施設衛生対策設備工事補助金」を「厚岸町農業用水道自家用水道施設衛生対策設備工事補助金」に改める。

(厚岸町農業用水道給水条例施行規則の一部改正)

第5条 厚岸町農業用水道給水条例施行規則（平成10年厚岸町規則第23号）の一部を次のように改正する。

別記様式第6号中「厚岸町農業用水道事業給水条例」を「厚岸町農業用水道給水条例」に改める。

(厚岸町水道事業給水条例施行規則の廃止)

第6条 厚岸町水道事業給水条例施行規則（平成10年厚岸町規則第22号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。